

## 広島県障害児教育基本構想策定委員会（第3回）資料

### 「総合型の養護学校」について

- |   |                                |   |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 「総合型の養護学校」の考え方                 | 1 |
| 2 | 「総合型の養護学校」の設置状況                | 1 |
| 3 | 「総合型の養護学校」が設置された背景             | 2 |
| 4 | 広島県における「総合型の養護学校」の必要性          | 3 |
| 5 | 「総合型の養護学校」を設置する場合に必要なと思われる整備事項 | 4 |
| 6 | 養護学校における重複障害児童生徒の在籍率の実態        | 4 |

### 高等養護学校について

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 高等養護学校の考え方 | 5 |
| 2 | 高等養護学校の必要性 | 5 |

### 盲学校，ろう学校及び養護学校の適正配置について

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | 盲学校，ろう学校及び養護学校の設置状況                            | 7 |
| 2 | 視覚障害教育と聴覚障害教育                                  | 7 |
| 3 | 養護学校教育   | 7 |
| 4 | 平成13年度 盲学校，ろう学校及び養護学校<br>幼児児童生徒数，学級数及び教職員数について | 8 |

## 「総合型の養護学校」について

### 「論点」

国の方針や全国的状況，適正な教育課程の編成，保護者の希望等からして，総合型の養護学校設置には利点が多いので推進することとしてはどうか。

#### 1 「総合型の養護学校」の考え方

国の制度上では養護学校には，肢体不自由養護学校，病弱養護学校，知的障害養護学校があります。

近年の取組みとして，全国には障害種別を超えた，例えば肢体不自由と知的障害を併置した養護学校を設置している例があります。本委員会では，このように障害種別を超えた養護学校を「総合型の養護学校」と表現します。

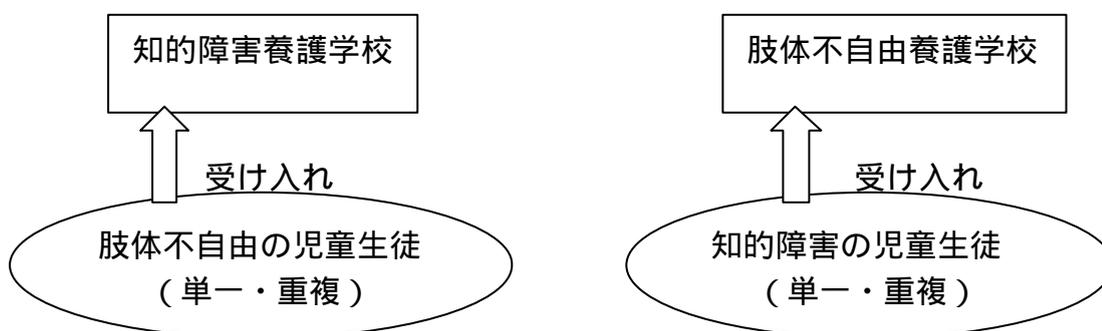
(資料1のP5 参照)

#### 2 「総合型の養護学校」の設置状況

「総合型の養護学校」を学校の設置形態と受け入れている児童生徒の実態から説明します。例えば，本来「知的障害養護学校」として設置されているが，肢体不自由及び肢体不自由と知的障害との重複障害のある児童生徒も受け入れている，または，逆に「肢体不自由養護学校」として設置されているが，知的障害及び知的障害と肢体不自由との重複障害のある児童生徒も受け入れている，という状態です。すなわち，設置目的の障害種別以外の児童生徒についても受け入れている状態です。

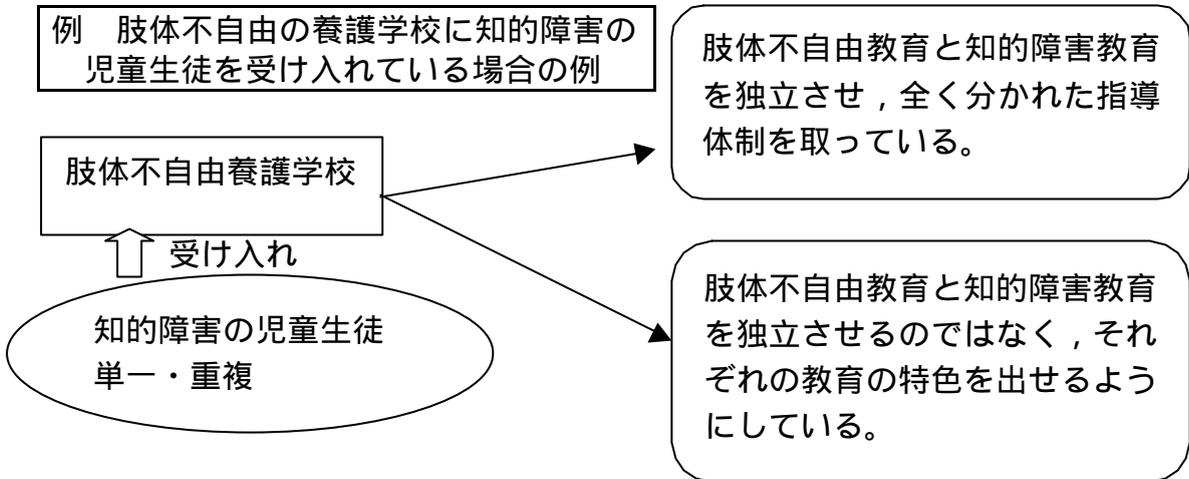
さらに，全国の養護学校に在籍する児童生徒の実態は，年々，障害の重複化が進んでおり，重複障害児童生徒の受け入れを念頭においた，「総合型の養護学校」の設置の必要性が高まっています。

全国で多く取組まれている「総合型の養護学校」は次のようなタイプです。

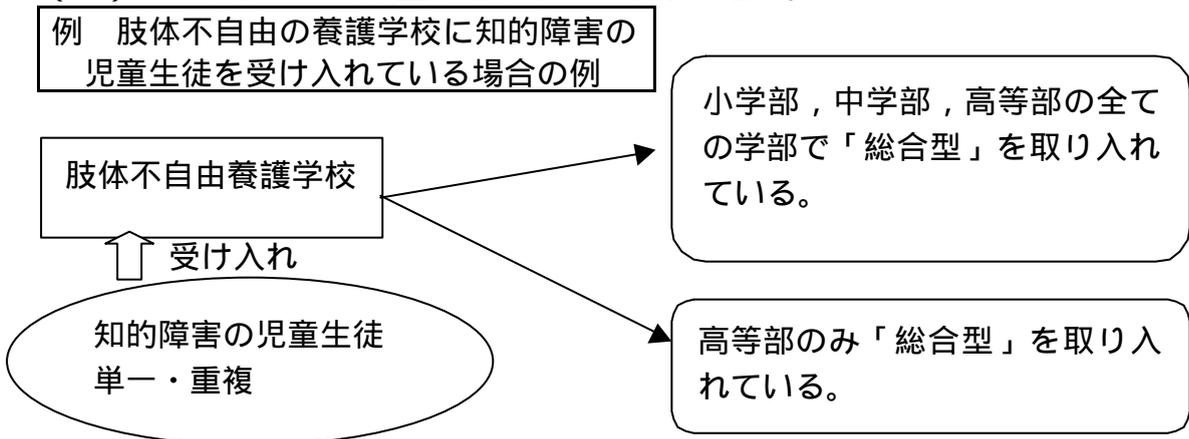


さらに、「総合型の養護学校」には学校設置の状況から、次のような分け方ができます。

(1) 複数の障害種別への対応の在り方の違い。



(2) どの学部に「総合型」を取り入れるかの違い。

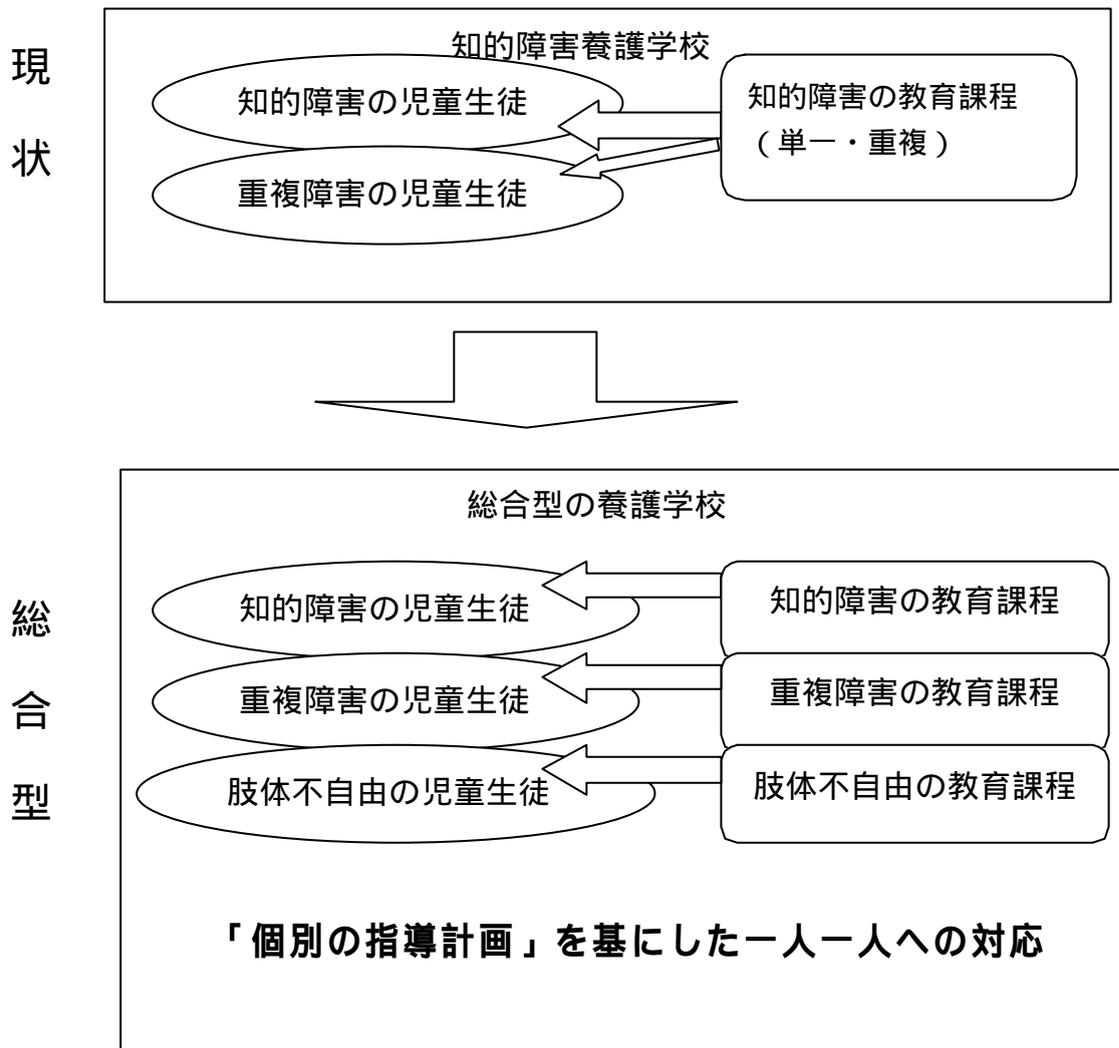


### 3 「総合型の養護学校」が設置された背景

- (1) 障害が重複している児童生徒の受け入れが多くなり、一つの障害種別の指導内容及び形態では、対応が難しくなってきたという実態への対策として考えられた。
- (2) それぞれの障害種別への専門性を求めた場合に、地域によっては児童生徒への通学の負担が大きい実態があった。障害種別の専門性を維持しながら、児童生徒への通学負担を軽減するための方法として考えられた。

#### 4 広島県における「総合型の養護学校」の必要性

広島県の養護学校は、重複障害児童生徒の在籍率が高くなっており、一つの障害に対する専門性だけでは、対応がむずかしい実態にあります。学校が複数の障害に対する専門性を有することにより、単一障害の児童生徒はもちろん、重複障害のある児童生徒への、『個別の指導計画』を基にした一人一人への徹底した対応もより一層可能となると思われます。



5 「総合型の養護学校」を設置する場合に必要なと思われる整備事項

(1) 教育内容面

- ・ 知的障害教育，肢体不自由教育及び重複障害教育の教育課程編成の在り方の検討
- ・ 教員の専門性の向上

(2) 施設設備面

- ・ 児童生徒の障害の実態に応じた施設設備の整備
- ・ 多様な教育課程に応じた施設設備の整備

6 養護学校における重複障害児童生徒の在籍率の実態

(平成13年5月1日現在)

種別	学校名	児童生徒数 (人)	重複障害の 児童生徒数 (人)	重複障害児童 生徒の在籍率 (%)	備考
肢体不自由	広島養護学校	93	55	59.1	
	福山養護学校	66	49	74.2	肢体不自由児施設県立福山若草園隣接
	西条養護学校	76	50	65.8	肢体不自由児施設県立若草園，重症心身障害児施設若草療育園併設
	八本松分級	8	8	100.0	重症心身障害児施設県立わかば療育園内設置
病弱	原養護学校	30	17	56.7	国立療養所原病院併設
知的障害	廿日市養護学校	87	48	55.2	
	福山北養護学校	99	33	33.3	
	三原養護学校	83	37	44.6	
	瀬戸田分級	4	2	50.0	
	大崎分教室	6	4	66.7	
	呉養護学校	71	44	62.0	
	江能分級	11	3	27.3	
	庄原養護学校	26	12	46.2	
	三次・栗屋分級	26	26	100.0	重症心身障害者施設子鹿学園併設
	広島北養護学校	92	44	47.8	
	沼隈養護学校	101	42	41.6	
	黒瀬養護学校	29	8	27.6	国立療養所賀茂病院隣接
	安浦分級	9	3	33.3	安浦病院内設置
市立広島養護学校	200	104	52.0		
合計	1117	589	52.7		

## 高等養護学校について

### 「論点」

軽度の障害のある生徒の後期中等教育の充実，社会的自立等に向けた対応を行うため，高等養護学校の設置を推進することとしてはどうか。

#### 1 高等養護学校の考え方

平成12年度調査によると，全国に高等部のみ単独で設置している養護学校は52校ありますが，その内「高等養護」という名称を用いている養護学校が33校あります。

障害のある生徒の後期中等教育を充実させていく施策の一つとして設置され，目的としては多くの学校が，『社会的自立』『職業的自立』を掲げています。

対象生徒を，『軽度の障害のある生徒』としている学校が多くありますが，中度、重度の障害のある生徒の受け入れを行っている学校もあります。

学科については，農業，工業，家庭，産業等を設置している学校と，普通科とした中で，工芸，産業，窯業，クリーニング等のコース制度を採用している学校があります。（資料3 P11 高等養護学校一覧参照）

33校の内，24校が寄宿舎を設置し，その内10校は全寮制となっています。また，通学については自主通学を条件としている学校もあります。

#### 2 高等養護学校の必要性

##### (1) 盲・ろう・養護学校高等部卒業者の就職率向上の観点

盲・ろう・養護学校高等部卒業者の就職率の推移（資料1）を，全国平均と広島県で比較をすると次のような分析ができます。

##### 実態

- ・ 全国的にも就職率は低下傾向にある。
- ・ 広島県の就職率は，全国平均と比較すると10ポイント程度低い状況で推移している。

##### 課題

- ・ 全国平均値に至るための施策の充実

##### [資料1] 盲・ろう・養護学校高等部（本科）卒業者の就職率の推移（単位%）

区分	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
全国	29.9	27.7	26.8	24.9	23.2	
広島県	18.2	18.4	13.1	10.5	10.3	6.3

『特殊教育資料（平成12年度）文部科学省』

（各年3月卒業生：広島県については障害児教育室調べ）

( 2 ) 中学校障害児学級卒業者の進路確保の観点

中学校障害児学級卒業者進路状況(資料2)を, 全国平均と広島県とで比較をすると次のような分析ができます。

実態

広島県は, 全国と比較して, 「進学者」が10ポイント低く, 「教育訓練機関等」が10ポイント高い。

このことから, 次のような実態が推察できる。

- ・ 後期中等教育の充実が求められている。
- ・ 中学校障害児学級卒業者は, 職業的自立を目指した進路先を希望している。しかし, 現状はその希望に十分応えることができていない。

課題

- ・ 高等部教育の充実
- ・ 職業的自立を目指した教育の場の設置

[ 資料 2 ] 中学校障害児学級卒業者の進路状況 (単位 人(%) )

区 分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	その他
全 国	8,018 (100)	6,685 (83.4)	373 (4.7)	372 (4.6)	588 (7.3)
広島県	194 (100)	145 (74.7)	26 (13.4)	10 (5.2)	13 (6.7)

『特殊教育資料(平成12年度)文部科学省』(平成12年3月卒業者)

広島県については, 障害児教育室調べ

\* 「進学者」とは, 高校等と高等部の合計。高校等とは, 高等学校本科・別科, 高等専門学校

\* 「教育訓練機関等」とは, 専修学校, 各種学校, 職業能力開発校, 障害者職業能力開発校等

## 盲学校，ろう学校及び養護学校の適正配置について

### 「論点」

養護学校義務制化に向けて整備された学校配置は，現在，一人一人の教育的ニーズに適切に応えるものとなっているかどうか。

#### 1 盲学校，ろう学校及び養護学校の設置状況

本県では，盲学校1校，ろう学校2校1分校，肢体不自由養護学校3校1分級，病弱養護学校1校，知的障害養護学校9校4分級1分教室の設置をしています。（盲・ろう・養護学校配置図 参照）

『障害の種類，程度に応じた教育を受けたい』という教育的ニーズに，県内のどこに住んでいても応じることができるような体制作りを目指して取り組みを行っています。

そのため，盲学校，ろう学校（広島ろう学校），肢体不自由養護学校（広島養護学校，福山養護学校）には寄宿舎を設置しています。自宅が学校から離れている幼児（盲学校，ろう学校）児童生徒が寄宿舎の活用により，専門教育を受けることができるようにしています。

知的障害養護学校については，スクールバスによる通学対策に取り組んでいます。また，知的障害児施設等へスクールバスを乗り入れています。さらに，一定数の養護学校教育対象の児童生徒数が見込める地域，病院等においては，分級，分教室の設置を行って参りました。

#### 2 視覚障害教育と聴覚障害教育

視覚障害と聴覚障害の教育については，学校所在地に偏りがあるため，地域によっては，保護者の希望もあり，視覚障害教育，聴覚障害教育を受けにくい状況が生じているのではないかと考えられます。特に，視覚障害教育については東部，北部地域，聴覚障害教育については北部地域においてその傾向が顕著であると考えられます。

東部，北部地域において，視覚障害，聴覚障害のある幼児児童生徒に対する教育相談，点字指導や聴覚活用指導などの自立活動の支援を行うことのできる拠点が必要ではないかと考えられます。

#### 3 養護学校教育

養護学校におけるスクールバスでの通学対策では，児童生徒の健康，安全面への配慮から，乗車時間の原則を60分とし，最長でも90分としています。健康，安全面への配慮ではありますが，この基準に従うと，県内に通学が困難な地域も生じてきます。従来は，分級，分教室での対応を実施してきました。本年度から条件が整えば，1名で小中学校に障害児学級が開設され

ることとなりましたが、養護学校で学ぶことが適切と判断されるような児童生徒への対応は必要です。

そのため、分級、分教室の配置や在り方を再検討し、効果的・専門的な教育が実施できるようにする必要があります。

養護学校の適正配置は、「総合型の養護学校」「高等養護学校」の設置の在り方に大きく影響を受けるものと考えられます。

その際、障害の重度・重複化、多様化に十分対応できる教育内容の創造の観点、また、通学に係る負担の軽減の観点が重要ではないかと思われま

#### 4 平成13年度盲学校、ろう学校及び養護学校幼児児童生徒数、学級数及び教職員数について

(5月1日現在)

学 校 名	幼 児 児 童 生 徒 数	学 級 数	教 職 員 数
盲	65	25	86
広 島 ろ う	64	26	77
呉 分 校	13	11	21
尾 道 ろ う	4	4	14
広 島 養 護	93	31	102
福 山 養 護	66	26	88
西 条 養 護	76	30	73
八本松分級	8	5	9
原 養 護	30	16	42
廿 日 市 養 護	87	30	79
福 山 北 養 護	99	30	80
三 原 養 護	83	28	73
瀬戸田分級	4	4	5
大崎分教室	6	5	7
呉 養 護	71	28	68
江 能 分 級	11	5	13
庄 原 養 護	26	12	34
三次・栗屋分級	26	10	22
広 島 北 養 護	92	31	81
沼 隈 養 護	101	28	83
黒 瀬 養 護	29	11	33
安 浦 分 級	9	3	10
市 立 広 島 養 護	200	56	140
合 計	1,263	455	1,240

\*教職員数は常勤職員